

区立学校教育要領ならびに学習指導要領の比較

1 総則（特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動に関わる部分）

区立学校教育要領	学習指導要領 () 書きは中学校
<p style="text-align: center;">第1章総則の第1の2の(2)</p> <p>道徳教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。</p> <p>本区の学校における道徳教育は，市民科学習を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，市民科学習はもとより，各教科の特質に応じて，児童・生徒の発達の段階を考慮して，適切な指導を行うこと。</p> <p>道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，自己の生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心を持ち，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。</p> <p>また，その指導に当たっては社会の構成員としての役割を遂行し，確固たる自分を持ち，自らを社会的に有為な存在として意識しながら生きていくことを目標とした実学的な学習を通して行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">第1章総則の第1の2の(2)</p> <p>道徳教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。</p> <p>学校における道徳教育は，特別の教科である道徳（以下「道徳科」という）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳科はもとより，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，児童（生徒）の発達の段階を考慮して，適切な指導を行うこと。</p> <p>道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，自己の生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心を持ち，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。</p>

2 目標

市民科の目標	学習指導要領：特別の教科 道徳・総合的な学習の時間・特別活動の目標 () 書きは中学校
<p>【市民科】</p> <p>教養豊かで品格ある人間形成を目指し、社会における規律・規範を重んじ、自己抑制力とそれを支える倫理観・道徳観をもち、自分自身について考え、常に自己変革を図っていく資質と能力を育てる。また、社会の一員として自立し、社会に積極的に関わるために、自らの社会的役割を自覚して発信・行動し、社会の発展に貢献しようとする資質と能力を育てる。</p>	<p>【特別の教科 道徳】</p> <p>第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</p>
	<p>【総合的な学習の時間】</p> <p>探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。</p> <p>(2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。</p> <p>(3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。</p>
	<p>【特別活動】</p> <p>集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。</p> <p>(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。</p>

3 市民科における資質と能力の育成

「市民科」における「市民」とは、自己実現に向けた自分づくりを目指し、人としての在り方・生き方を追求していく市民のことであり、同時に、社会の形成者・創造者としての認識をもち、社会的存在としての自分づくりを目指す人・市民のことである。これらの自分づくりは、様々な事象や概念を単に知識として知っているだけで成し遂げられるものではない。「市民」としての自分づくりに求められる「資質と能力」を育むことが重要である。

そこで、まず、人としての在り様を「個と内面」「個と集団」「個と社会」という視点をもちながら整理し、社会の一員として自立し、社会に積極的に関わる中で自己実現を図るための潜在的な可能性として7つの資質を設定した。(表1)

次に、この7つの資質を高めるためには、具体的な行動実践が必要であるため、日常・社会生活において資質が発揮される様々な場面・状況・条件として、5つの領域を設定した。さらに、その中で必要となる実践的な態度や行動様式、対処方法等を学ぶことを通して身に付ける汎用的な能力について、「個と内面」「個と集団」「個と社会」の視点から整理し、15の能力を設定した。(表2)

市民科では、上記の自分づくりを、事例として取り上げた領域(設定した単元)での具体的対応の仕方とその考え方について、スキルと理論を学び、社会的実践を通す過程において、市民として必要な汎用的な「能力」を身に付け、潜在的な可能性である「資質」を高めることによって、成し遂げるようにする。

(表1 7つの資質)

主体性	自分の考えや立場をはっきりもち、行動するさま
積極性	他者や集団・地域社会などの対象に進んで働きかけるさま
適応性	様々な場面や状況、条件、環境にうまく合わせるさま
公德性	規範など社会生活の中で守るべき行為の善悪を判断し、善の行動をするさま
倫理性	問題の本質をとらえ、筋道をたてながら考え解決するさま
実行性	目的に向かって、正しい方法を選択し実行するさま
創造性	自分の力で、よりよいものを創り出すさま

(表2 5つの領域・15の能力)

領域	能力
自己管理領域	自己管理能力
	生活適応能力
	責任遂行能力
人間関係形成領域	自他理解能力
	集団適応能力
	コミュニケーション能力
自治的活動領域	秩序形成能力
	自治的活動能力
	社会的判断・行動能力
文化創造領域	自己修養能力
	企画・表現能力
	文化継承能力
将来設計領域	将来設計能力
	社会認識能力
	社会貢献能力

(表1 7つの資質)

主体性	自分の考えや立場をはっきりもち、行動するさま
積極性	他者や集団・地域社会などの対象に進んで働きかけるさま
適応性	様々な場面や状況、条件、環境にうまく合わせるさま
公德性	規範など社会生活の中で守るべき行為の善悪を判断し、善の行動をするさま
倫理性	問題の本質をとらえ、筋道をたてながら考え解決するさま
実行性	目的に向かって、正しい方法を選択し実行するさま
創造性	自分の力で、よりよいものを創り出すさま

(表2 5つの領域・15の能力)

領域	能力
自己管理領域	自己管理能力
	生活適応能力
	責任遂行能力
人間関係形成領域	自他理解能力
	集団適応能力
	コミュニケーション能力
自治的活動領域	秩序形成能力
	自治的活動能力
	社会的判断・行動能力
文化創造領域	自己修養能力
	企画・表現能力
	文化継承能力
将来設計領域	将来設計能力
	社会認識能力
	社会貢献能力